

米軍人・軍属等に対する綱紀肃正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書

令和5年12月に発生した米兵による未成年者に対する誘拐及び性的暴行事件を受け、日米両政府は新たなフォーラムの開催をはじめとする再発防止策の取組を進めることを確認した。

しかし、その後も沖縄県内において性的暴行事件や不同意わいせつ事件など、同様の事件が発生しており、また、令和7年の米軍関係者による刑法犯検挙件数が過去20年で最多となるなど、綱紀肃正や新たな取組を含む再発防止策が有効に機能しているのか大きな疑義が生じている。

沖縄県民の安心・安全を確保するためには、法と正義に基づき、事件・事故の撲滅を目指して実効性のある対策を着実に実施することが必要不可欠である。

よって、本県議会は、これ以上米軍人・軍属等が引き起こす事件・事故による被害を県民が被ることのないよう、以下の事項を強く要請する。

記

- 1 米軍人・軍属等に対し、規律を維持するための取組を強化し、再発防止策について具体的かつ実効性のある策を講じ、実行すること。
- 2 米軍人・軍属等に対し、人権教育がより効果的かつ継続的に実施されるよう現状の取組を再点検し、積極的に推進すること。
- 3 被害者に対する謝罪と補償を迅速に行い、その取組状況について県民に対し十分な説明を行うこと。
- 4 主権国家としての立場を踏まえ、日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。特に、刑事事件に関する身柄引渡条項の見直しを進め、日本側が容疑者の身柄を速やかに確保できるよう、改善策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
(沖縄基地負担軽減担当)
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

宛て